

# IV-② 実習施設・事業等に係る基準の見直し

## 1 実習施設・事業等の区分

- 実習は介護福祉士の養成課程において非常に重要な要素であり、実習施設・事業等を
- ① 利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅰ）」
  - ② 一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅱ）」
- の2つに区分して、それぞれの趣旨に即して基準を設定する。

見直し案	現行
<p>○ 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。</p> <p>イ <u>利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた実習施設・事業等（Ⅰ）</u></p> <p>ロ <u>一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた実習施設・事業等（Ⅱ）</u></p>	<p>○ 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。[省令]</p> <p>(後略)</p>

- [省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)
- [告示]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号)
- [局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)
- [課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

## 2 実習施設・事業等(Ⅰ)の基準

利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、利用者の生活の場として、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業等を始めとして、居宅サービスを中心とする多様な介護現場を確保するため、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすこと以外には、特段の要件は求めない。

見直し案	現 行
<p>○ <u>実習施設・事業等(Ⅰ)は、厚生労働大臣が別に定めるものであって、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすものであること。</u></p>	<p>○ 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。ただし、イに掲げるものにおける介護実習に係る時間数の1割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつてイに掲げるものにおける介護実習に代えることができる。[省令]</p> <p>イ 入所の施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの(次号において「入所実習施設」という。)[省令]</p> <p>ロ 身体上若しくは精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの(次号において「居宅介護実習事業等」という。)[省令]</p>

### 3 実習施設・事業等(Ⅱ)の基準

- 個別ケアを理解するため、介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護福祉士としての一連の介護過程のすべてを実践する場としてふさわしいよう、介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること等を要件とする。
- 介護実習に係る時間数の3分の1以上を実習施設・事業等(Ⅱ)における実習に充てることとする。

見直し案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習施設・事業等(Ⅱ)は、厚生労働大臣が別に定めるものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習指導マニュアルを整備し、実習指導者を核とした実習指導体制を確保できるよう常勤の介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であること。</li> <li>・ 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。</li> <li>・ 介護過程に関する諸記録(介護サービスの提供に先立って行われる利用者のアセスメントに係る記録、実際に提供された介護サービス内容及びその評価に係る記録等)が適切に整備されていること。</li> <li>・ 介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。</li> </ul> </li> <li>○ 介護実習に係る時間数の3分の1以上を実習施設・事業等(Ⅱ)における実習に充てること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。ただし、イに掲げるものにおける介護実習に係る時間数の1割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつてイに掲げるものにおける介護実習に代えることができる。[省令]           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 入所の施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの(次号において「入所実習施設」という。)[省令]</li> <li>ロ 身体上若しくは精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居室において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居室において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの(次号において「居室介護実習事業等」という。)[省令]</li> </ul> </li> </ul>

•[参考]「厚生労働大臣が別に定めるもの」

- 2 指定規則第五条第一項第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関
  - 二 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
  - 三 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業並びに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
  - 四 介護保険法に規定する指定居宅サービス(訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業所、指定地域密着型サービスを行う事業所、指定施設サービスを行う施設、指定介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を除く。)を行う事業所及び指定介護予防地域密着型サービスを行う事業所
  - 五 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業及び障害者支援施設
  - 六 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
  - 七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設

## 4 その他

- 実習において個別ケアを体験・学習できるようにする観点からは、実習施設・事業等（Ⅱ）として、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービス形態を確保することが望ましい。
- しかし、一定期間以上継続して実習を行う実習施設・事業等（Ⅱ）として上記のようなサービスを確保することが困難であるという状況を踏まえ、実習施設・事業等（Ⅰ）の選定に当たっては、実習施設・事業等（Ⅱ）を含めた介護実習全体の中で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、上記のようなサービスを含む居宅サービスを確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるように、配慮することとする。

見直し案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習施設・事業等（Ⅰ）の選定に当たっては、<u>実習施設・事業等（Ⅱ）を含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを</u>実習施設・事業等として確保することにより、<u>利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるように、配慮すること。</u></li> <li>○ 実習施設・事業等（Ⅰ）の種別の選定に当たっては、<u>実習施設・事業等（Ⅱ）を含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者関係施設・事業等、障害者関係施設・事業等及び児童関係施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に片寄ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮すること。 [課長通知]</li> </ul>

## IV—③ 実習指導者に係る基準の見直し

### 1 受入学生数

実習施設・事業等が同時に受け入れることができる学生数について、実習施設当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更して、緩和する。

見直し案	現 行
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</li><li>○ 実習施設・事業等が同時に受け入れることができる学生数は、実習指導者1人につき5人を限度とすること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 入所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。[省令]</li><li>○ 介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。[省令]</li><li>○ 入所実習施設において、同時に実習を行う学生の数は、1施設当たり5人までとすること。[課長通知]</li></ul>

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

[課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

## 2 実習指導者の資格

- 実習施設・事業等（Ⅰ）については、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者として、要件を緩和する。
- 実習施設・事業等（Ⅱ）については、原則として、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者研修課程を修了した者として、要件を強化する。

見直し案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習施設・事業等（Ⅰ）における実習指導者は、<u>介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者であること。</u></li> <li>○ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者は、<u>介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、厚生労働大臣が別に定める研修課程（介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程）を修了した者、その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること。</u>  <u>【準ずる者】</u>  <u>平成20年3月31日までに「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者」に該当する者</u>  <u>【経過措置】</u>  <u>○上記要件にかかわらず、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験のある者については、平成24年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める研修課程（介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程）を修了すれば足りることとする。</u>  <u>○現に「5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者」とし実習指導者である者については、平成24年3月31日までの間は、引き続き実習指導者として差し支えないものとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。<u>ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととする。</u>  <u>ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</u>  <u>イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者 [局長通知]</u></li> <li>○ 居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。<u>ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、訪問介護員に関する省令第1条第2項に定める一級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととする。</u>  <u>ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</u>  <u>イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者 [局長通知]</u></li> </ul>

## 〔参考〕 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程について

### 目的

介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。

### 実施主体

全国社会福祉協議会 中央福祉学院

### 受講対象者

現に介護福祉士資格を有し、かつ介護業務経験年数3年以上の者であって、実習施設における実習指導者になろうとする者

### 研修内容

「介護実習」の実習指導に必要な専門的知識及び指導技術の講義、演習等(4日間／合計22.5時間)

介護実習の現場への期待(1.5時間)  
実習生の理解(2時間)  
介護福祉士養成課程における介護実習の目標と課題(2時間)  
介護実習における実習生への指導方法Ⅰ・Ⅱ(14時間)  
実習指導者に求められるもの(3時間)

\* 教育カリキュラムの見直しに併せて見直しを行う。

### その他

平成6年度から実施され、平成16年度より実習指導者の要件の一つとされた。平成6年度から平成18年度までに合計2,250人が受講している。

## IV—④ その他の基準の見直し

- 養成施設等の実習担当教員による定期的巡回指導に係る基準を緩和する。
- 実習期間の中で学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けること等により、介護総合演習と実習との一体的な教育による教育効果の向上を図る。

見直し案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習施設・事業等における実習計画が、当該実習施設・事業等との連携の下に定められていること。</li> <li>○ 養成施設等の実習担当教員が、実習期間中に各実習施設・事業等を週1回以上巡回して、個々の学生について実習の課題を把握し、実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、実習施設・事業等との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えない。</li> <li>○ 実習期間が1日から3日程度の実習施設・事業等にあっては、実習期間前に養成施設等と各実習施設・事業等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標を共有している場合には、上記によらなくても差し支えない。</li> <li>○ 実習の教育効果を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や実習施設・事業等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識・技術、介護過程の展開の能力等について、個々の学生の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。</li> <li>○ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。[局長通知]</li> <li>○ 入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。[局長通知]</li> <li>○ 実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週2回は実施すること。[課長通知]</li> <li>○ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。[局長通知]</li> </ul>

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

[課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

# 介護実習・介護総合演習の一体的な実施例

## 実習施設・事業等(I)

1d	訪問介護	2D	1d
1d	通所介護	1W	1d
1d	老人保健施設	1W	1d
介護技術の確認		多職種協働の実践	
利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践			

1d	身体障害者療護施設	2W	} 1d
1d	重症心身障害児施設	1W	
1d	知的障害者更生施設	1W	
様々な対象者への介護の理解			

} 1d	ケアハウス	3D	} 1d
	小規模多機能	1W	
	グループホーム	1W	
多様な介護サービスの理解			

## 実習施設・事業等(II)

1d	特別養護老人ホーム	3W	1d
		1d	
1d	老人保健施設	3W	1d
		1d	
利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程の実践			

凡例

介護実習

介護総合演習

1W=5日間 1D=6時間

## 介護総合演習

介護実習前中後	108時間
実習を効果的に行うためのオリエンテーション等	
実習開始前	技術等の確認 6時間
実習終了後	事例検討等 6時間
合計	120時間